

本市主催・共催の行事、イベント等の開催について

【感染予防対策の実施内容】

(1) 開催場所の設営方法等

会場入口や会場内の複数個所にアルコール消毒液を設置する。

会場入口やトイレの手洗い場等に予防について国が示したポスターを掲示する。

参加者に、会場内で咳エチケットの徹底や手洗いなどの実施を要請する。

休憩時間などに換気を行う。

ドア等は支障のない範囲で開放する。

(2) 開催関係者の対応等

(食事を提供する場合)調理者や食事の提供者はマスクを着用し、手洗いを励行する。

終了後、参加者が触れたものをアルコールや次亜塩素酸ナトリウムで消毒する。